令和６年度体育施設開放について

１　概要

　　体育施設開放事業は、地域住民の自主的なスポーツ活動の実現に向け、教育活動に支障が生じない範囲で学校体育施設を地域スポーツ振興の場として提供し、住民相互の交流促進と地域に根ざした学校運営の実現を目指すために体育施設を開放する事業です。

２　利用できる施設及び種目

|  |  |
| --- | --- |
| 利用できる施設 | 利用できる種目　　　 |
| グラウンド | 少年野球（原則として軟式）、少年サッカー等 |
| テニスコート | 硬式テニス、軟式テニス |
| 体育館 | バレーボール、バスケットボール、バドミントン等 |

　　　　※いずれも更衣室はありません。

３　開放日

　　現在調整中のため、詳細は団体登録された方に追ってお知らせします。

　　（参考）令和５年度の年間開放日数

　　　　　　・グラウンド　　　６日（延べ１２回）

　　　　　　・テニスコート　３２日（延べ６４回）

　　　　　　・体育館　　　　２４日（延べ３６回）

４　利用料

　　・グラウンド　　　　無料

　　・テニスコート　　　無料

　　・体育館　　　　　400円（１回３時間当たり）

　　　　　　　　　　1,700円（夏季及び冬季に冷房を利用する場合に加算）

５　団体登録について

|  |  |
| --- | --- |
| 団体登録受付期間 | 令和６年２月１日（木）～令和６年２月２０日（火）まで※令和６年度の団体登録受付は、この期間のみです。 |
| 団体登録方法 | 「都立学校施設使用団体登録申請書」「登録団体構成表（第三商業高校専用様式）」及び「管理指導員承諾書」を提出して下さい。接触機会低減のため、郵送による提出に御協力ください。窓口受付は行いませんので御注意ください。郵送先　〒135-0044　江東区越中島3-3-1　　　　　東京都立第三商業高等学校　施設開放担当あて |
| 団体登録に必要な様式 | ・都立学校施設使用団体登録申請書・登録団体構成表（第三商業高校専用様式）・管理指導員承諾書 |
| 団体登録に関する注意事項 | * 施設を利用するためには団体登録が必要です。

都立学校施設使用団体登録申請書、登録団体構成表（第三商業高校専用様式）の提出をお願いします。* 団体の責任者の方に管理指導員をお願いしています。

　「管理指導員の業務（職務）について」の内容を確認の上、管理指導員承諾書の提出をお願いします。* 都立学校施設開放事業実施要領により、学校の体育施設を使用できる者

は、次の要件を満たす団体とされています。ア　主に都内に在住・在勤・在学する者で構成された10名以上の団体イ　指導統括を行う20歳以上の責任者がいる団体ウ　アマチュア活動を目的としている団体エ　営利を目的としない団体オ　団体の運営が組織的かつ計画的に行われており、定期的に活動を行っている団体* 本校では上記に加え、団体登録について下記のとおり定めています。
* グラウンド利用は登録団体数を制限しています。

団体登録申請数が2団体を超えた場合、学校側による抽選を行います。（参考：令和５年度の登録希望団体は５団体でした。）なお、グラウンド利用は、少年(小中学生)の団体に限ります。* テニスコート利用は、登録団体数を制限しています。

団体登録申請数が20団体を超えた場合、江東区に在住している方が団体構成員の半数を超える団体を優先し、なお超えている場合は、学校側による抽選を行います。（参考：令和５年度の登録希望団体は60団体でした。）* 体育館利用は登録団体数を制限しています。

団体登録申請数が5団体を超えた場合、青少年団体を優先し、それ以外の団体で学校側による抽選を行います。（参考：令和５年度の登録希望団体は10団体でした。）* 登録団体数は年度により変更する場合があります。
* 団体登録申請数が所定の数を超えた場合は学校側による抽選により登

録団体を決定します。抽選は本校管理職員による「くじ引き」とし、その際は過去の団体登録の状況等は考慮しません。 |

６　その他

　各競技に使用するラケット、ボール等の貸出しはありません。

７　団体登録後の手続き等について

　　登録団体向けに、「都立学校施設使用団体登録証」等を送付いたします。

合わせて開放日時、施設の利用方法等の詳細を連絡いたします。(令和６年３月中旬予定)